

宮川水系河川整備基本方針 (案)

令和 年 月

兵 庫 県

宮川水系河川整備基本方針 目次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針.....	1
(1) 流域及び河川概要.....	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針.....	4
2. 河川整備の基本となるべき事項.....	6
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項..	6
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項.....	6
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅 に関する事項.....	6
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量 に関する事項.....	7



図 宮川流域図

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川概要

【河川の概要】

宮川は、芦屋市剣谷^{けんたに}に源を発し、芦屋市の中心市街地を流れて大阪湾に注ぐ、法定河川延長 3.070km、流域面積 約 2.5km² の二級河川である。

宮川の河床勾配は、下流部で約 1/500～1/200 程度であり、中流部では約 1/160～1/100 程度、上流部では約 1/70 程度である。

【流域の概要】

宮川流域は兵庫県^{ひょうご}の南東部に位置する芦屋市に属し、流域内人口は約 17,000 人（平成 27（2015）年国勢調査データ等より推算）である。流域の土地利用は、全面積の約 29%が森林で、約 71%が市街地となっている。宮川は、鉄道及び国道等が多く横断しており、鉄道では上流から阪急神戸線、JR 東海道本線、阪神本線、道路では上流から国道 2 号、国道 43 号、阪神高速 3 号神戸線等が横断している。

河口部は、昭和初期まで下流沿いに松並木が整備されていたが、現在は芦屋浜シーサイドタウンとして整備され生活拠点となっている。また、宮川に沿って、芦屋浜シーサイドタウンでは桜並木、国道 2 号からはケヤキ並木が整備されている。

【地形・地質】

宮川流域は、山地、丘陵地、平地の 3 つから構成されている。

山地の構成地質は、風化の進行した六甲花崗岩である。丘陵地には段丘堆積層、平地には礫・砂及び粘土からなる沖積層が分布し、河川沿いには礫及び砂からなる砂洲・砂堆・自然堤防が分布する。また、河口付近はほとんどが埋立地となっている。

【気候】

宮川流域は、降雨が少なく温暖な瀬戸内気候地域に属している。

年平均気温は 17.0℃で、全国平均の 15.5℃よりも高い。年間平均降水量は 1,277 mmで、全国平均の 1,662 mmより少ない。平均日照時間は 2,083 時間となっている（神戸観測所 1991～2020 年の平年値（気象庁 HP））。

また、気温と降水量の月別変化を見ると、月平均気温の最高は 8 月の 28.6℃、最低は 1 月の 6.2℃で、降水量は 5～7 月と 9 月に多く、冬季は少ない。

【自然環境】

宮川流域は、河川流況や整備状況等から、感潮区間の下流域と、コンクリート 3 面張りとなる区間の中流域、更に上流のコンクリート三面張りで川幅の狭い区間の上流域に環境区分される。

下流域は感潮域であり、河口から汐風橋付近までは常時開放水面となっているが、汐風橋付近では干潟がみられる。下宮川橋付近から宮川橋付近では多自然護岸が整備され砂堆にはツルヨシなどの植生が生育する。また、ボラ、クロダイ、マハゼ、ウロハゼ、ヒメハゼなどの汽水域から海域沿岸に生息する魚類のほか、重要種のカワゴカイ属や、イトゴカイ、ニホンドロソコエビ、ケフサイソガニなどの汽水や沿岸の干潟等に生息する底生動物もみられる。下流域の上流部では、アユや重要種のニホンウナギなどの回遊魚や、コイなど淡水性の魚類も生息するほか、ベンケイガニやフタバカクガニなどの重要種も生息する。水面は魚類を捕食する夏鳥で重要種のコアシサシやヒドリガモなどが利用し、干潟や護岸は底生動物を捕食するハマシギやイソシギ等の重要種、キアシシギなどシギ・チドリ類やマガモ、アオサギなど鳥類が利用している。

中流域は、コンクリート三面張りの単断面の河川であり、水位が低く、魚類等の水生生物の生息は難しい環境となっている。唯一砂堆があり、水深が比較的深い場所がある宮塚橋周辺では、淡水魚のカワヨシノボリ、回遊魚で重要種のニホンウナギとスミウキゴリのみが確認されている。底生動物では回遊性のモズクガニのほか、ミズムシやサホコカゲロウなど水生昆虫もみられるが、中流域のほとんどの区間は水深が浅く水生生物の生息は難しい環境となっている。河道内はハクセキレイやカルガモなどの鳥類がコンクリート河床に生えた藻を捕食するため利用している。

上流域は、中流域から続くコンクリート三面張りで川幅も狭くなる。水深も浅く砂堆などもなく、水生生物の生息は困難である。河道内はカルガモがコンクリート河床の藻を捕食するのに利用するほか、沿川の屋敷林等に市街地で普通にみられるスズメやムクドリがみられる。

【歴史文化】

「芦屋」という名称は海辺、河辺の低湿地の芦原、葦原を意味し、昭和 15（1940）年に当時の精道村が市制を施行するにあたって、旧大字名であったこの名称を選んだことに始まる。

芦屋市は近畿地方の要地として昔から知られた土地であり、古来名士の往来が盛んであった。そのため、古歌で有名な猿丸太夫の墓や、在原業平の別荘の跡など、史上に著名な人々の史跡と伝えられるものも多く、宮川流域内には芦屋市指定文化財である徳川大坂城毛利家採石場出土刻印石などの歴史文化遺産が存在する。

【河川利用】

下流域の河口から汐風橋付近までは河道内へ降りる階段がある。下宮川橋から宮川橋付近に多自然護岸が整備されているが、親水施設はない。宮川橋より上流はコンクリート三面張りとなっており、河川空間の利用は行われていない。

宮川では農業用水を目的とした慣行水利権がある。

【治水事業の経緯】

宮川流域において大きな被害を起こした洪水は、昭和の三大水害と呼ばれる、昭和 13（1938）年、昭和 36（1961）年、昭和 42（1967）年の洪水である。このうち、昭和 13 年 7 月の阪神大水害を契機として、昭和 14（1939）年より水害復興事業が国等によって施工された。しかし、当工事は主として改良工事にあたり、災害復旧事業によって実施することが困難となったため、昭和 26 年度以降の工事は中小河川改修事業として兵庫県に引き継がれ、昭和 34 年度に事業が完了した。その後、高潮対策事業を実施した。また、平成 24（2012）年には「総合治水条例」を施行し、“ながす”対策（河川下水道対策）、“ためる”対策（流域対策）、“そなえる”対策（減災対策）として、条例に基づき「地域総合治水推進計画」を策定し、県・市町・県民が連携して総合治水を推進している。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

【宮川の川づくり】

流域内の人命、財産を守るとともに、豊かな自然と水辺環境をよりよい姿で未来にわたって引き継いでいくため、治水・利水、生態系、水文化・景観、親水を4つの柱とした「“ひょうご・人と自然の川づくり” 基本理念・基本方針」に基づき、河川の現状、水害の発生状況、河川利用、河川環境等を考慮するとともに、総合治水条例や芦屋市のまちづくり計画等を踏まえて、河川の総合的な保全と利用を図ることを基本方針とする。

【洪水・高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項】

災害の発生の防止又は軽減に関しては、流域の重要度や過去の災害実績等から定めた計画規模に気候変動の影響を考慮した降雨で発生する洪水や高潮等から沿川住民及び資産等を守ることを目標とし、河積の拡大等の河道改修並びに河川管理施設の整備及び機能維持に努めることにより、浸水被害の防止又は軽減を図る。

加えて、改修途上段階における施設能力以上の洪水や高潮等や、計画規模を超過する洪水や高潮等による被害軽減を図るため、ハザードマップの周知・活用、情報伝達体制の充実、避難訓練等の減災対策や、公園等における雨水貯留浸透機能の確保、森林の適正管理等の流域対策を組み合わせた総合治水の取組を沿川住民や関係機関と連携して推進する。また、河川の親水利用に関して、局地的大雨等により急激な水位上昇が起こるおそれがあることから、注意喚起看板等により、河川利用者への注意喚起を図る。また、高潮等についても、気候変動による予測をもとに平均海面水位の上昇や潮位偏差の増加等が見込まれる場合には、関係機関と連携し、必要に応じて対策を講じる。

【河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項】

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、流況の把握とともに、関係機関と連携して必要な流量の確保に努める。また、新たな水需要が発生した場合には、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。

さらに、渇水、震災等の緊急時には、関係機関と連携して適切な河川水の利用が図られるように配慮する。

【河川環境の整備と保全に関する事項】

河川環境の整備と保全にあたっては、関係機関・沿川住民と連携して生態系・自然環境の保全や再生を図る。また、住宅や道路が近接し、沿川住民の目に触れる機会が多いことから、周辺の環境と調和を図りながら、景観に配慮した河川空間の形成や河川利用者の安全確保に配慮しつつ身近に自然とふれあえる河川環境の保全・整備に努

める。水質については、今後もさらなる改善が図られるよう、流域全体で水質の保全に努める。

河道を維持管理する際は、治水上支障のない範囲での堆砂土砂の存置や、捨石などによる多孔質の環境の整備など、可能な限り河川の横断的・縦断的な連続性に配慮し、周辺環境と調和した河川環境の創出と保全に努める。

【河川の維持管理】

河川の維持管理にあたっては、「洪水等による災害の発生防止又は軽減」「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」「河川環境の整備と保全」といった治水・利水・環境の観点から、適正に実施する。

河道や河川管理施設については、自然環境への影響を考慮しながら、洪水が安全に流下するよう適正な維持管理を行う。

また、橋梁等の許可工作物については、治水・利水・環境相互に支障を来すことなく河川の機能が十分発揮できるよう、指導・監督等を行う。

河川水の利用に関しては、生物の生息・生育環境の保全及び安定的な水利用が可能となるよう関係機関との連携のもと流水の正常な機能の維持に努めるとともに、良好な水質を維持・向上するため、沿川住民の水質に対する意識の啓発に努める。

また、沿川住民等関係者に河川に関する情報を発信することにより、宮川が地域の歴史に根ざした財産であるという意識や大雨時における河川の危険性に対する防災意識を高め、沿川住民自らが主体的に川を守り育て、安全に川に親しめる社会づくりを推進する。

2. 河川整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、気候変動により予測される将来の降雨量の増加を考慮した結果、計画基準点宮塚橋において $95 \text{ m}^3/\text{s}$ とし、これを全て河道に配分する。

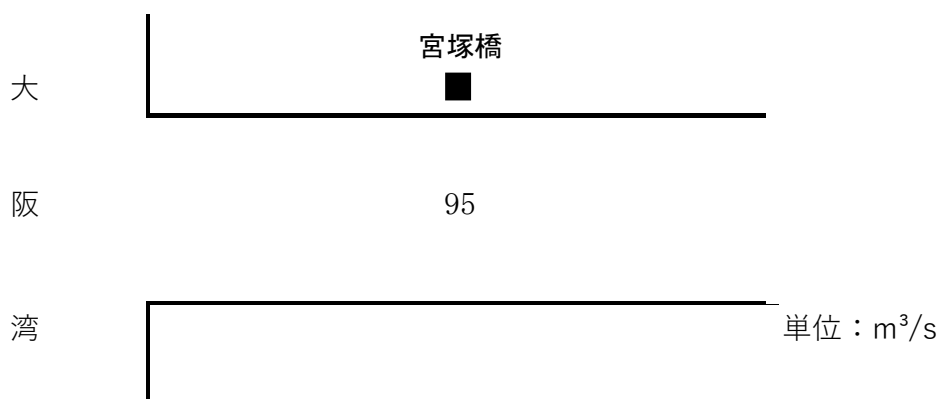
基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	計画基準点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
宮川	宮塚橋	$95 \text{ m}^3/\text{s}$	－	$95 \text{ m}^3/\text{s}$

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、計画基準点宮塚橋において $95 \text{ m}^3/\text{s}$ とする。

宮川計画高水流量図



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水水位及び川幅一覧表

河川名	主要な地点	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T. P. m)	川幅 (m)
宮川	宮塚橋	1.70	6.59	10

注) T. P. : 東京湾平均海面

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

景観や動植物の生息・生育・繁殖に配慮した流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、流況の把握、その他河川及び流域における諸調査を行う等、引き続きデータの蓄積に努め、今後さらに調査検討を行ったうえで決定するものとする。